

○滋賀県育児休業者および介護休業者生活資金貸付要綱

平成5年4月1日

滋賀県告示第185号

滋賀県育児休業者生活資金貸付要綱を次のように定める。

滋賀県育児休業者および介護休業者生活資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に居住し、または県内の事業所に勤務している勤労者が、育児休業または介護休業（以下「育児・介護休業」という。）を取得中に生活資金を必要とするときに、滋賀県育児休業者および介護休業者生活資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、勤労者の雇用の継続を促進し、併せてその生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する育児休業および法の趣旨に準じ事業主が独自の制度として設ける育児休業をいう。
- (2) 介護休業 法第2条第2号に規定する介護休業および法の趣旨に準じ事業主が独自の制度として設ける介護休業をいう。

(貸付対象者)

第3条 資金の貸付対象者は、勤労者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 同一事業所に1年以上引き続き勤務している者で、復職後資金の償還が確実に認められるものであること。
- (2) 育児・介護休業を取得中の者または取得を申し出た者で、同一事業所に復職するものであること。
- (3) 融資申込日において育児・介護休業終了日までの休業期間が1か月以上ある者であること。
- (4) 育児・介護休業の取得について事業主または労働組合の証明が得られる者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員を利用している者

ウ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(資金の使途)

第4条 資金は、育児・介護休業期間中に必要な生活資金に充てるものとする。

(貸付けの限度額等)

第5条 資金の貸付限度額、貸付利率、貸付期間および償還方法は、次のとおりとする。

(1) 貸付限度額

100万円（育児・介護休業期間が3月以下である場合は、50万円）

(2) 貸付利率

年1.90パーセント

(3) 貸付期間

6年以内

(4) 償還方法

割賦償還。据置期間は1年以内とし、育児・介護休業期間中を限度とする。

（取扱金融機関）

第6条 資金の貸付けは、株式会社滋賀銀行、株式会社関西みらい銀行、株式会社京都銀行、京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、京滋信用組合、近畿産業信用組合および近畿労働金庫（以下「取扱金融機関」という。）を通じて行う。

2 県は、前項の貸付けに必要な資金に充てるため、毎年度予算の範囲内において、取扱金融機関に対して資金を預託するものとする。

3 前項の規定に基づき県が預託する資金の預託額、預託期間および預託利率については、契約で定めるものとする。

（貸付けの申込み等）

第7条 資金の貸付けを受けようとする者は、滋賀県育児・介護休業者生活資金借入申込書（別記様式第1号）および誓約書（別記様式第2号）に取扱金融機関が必要と認める書類を添えて、当該取扱金融機関に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の申込書の提出があった場合は、速やかに資金の貸付けの適否を調査し、適当と認めるときは、資金を貸し付けるものとする。

3 前項の規定により貸し付けた資金に係る債権については、取扱金融機関が責めを負うものとする。

（期限前償還）

第8条 取扱金融機関は、資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事と協議して償還期限前に当該資金の全部または一部の返還を求めることができるものとする。

(1) 貸付けを受けた資金を貸付けの目的以外に使用したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により資金の貸付けを受けたとき。

(3) 償還金の償還を正当な理由なく怠ったとき。

（運用状況の調査等）

第9条 知事は、必要と認めるときは、資金の貸付けを受けた者および取扱金融機関に対し、資金の運用状況等について調査を行い、または報告を求め、その結果に基づいて繰上償還を指示する等必要な指示または指導をすることができる。

（貸付状況の報告）

第10条 取扱金融機関は、毎月の資金の貸付状況を、滋賀県育児・介護休業者生活資金貸付状況報告書（別記様式第3号）に当該貸付けに係る第7条第1項の申込書および誓約書の各写しを添付して、当該月の翌月10日までに知事に報告するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この告示は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

付 則

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の滋賀県育児休業者および介護休業者生活資金貸付要綱の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の貸付けに係る資金から適用し、同日前の貸付けに係る資金については、なお従前の例による。

付 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。